

○豊明市空家等対策協議会設置条例

平成28年3月25日
条例第9号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、豊明市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第6条に基づく豊明市空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項を所掌事務とする。

(組織)

第3条 協議会の委員は、委員12人以内で組織する。

2 市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。令和7年6月30日まで

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、経済建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○豊明市空家等対策協議会運営規則

平成29年3月24日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市空家等対策協議会設置条例(平成28年豊明市条例第9号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、豊明市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条に規定する協議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「特措法」という。)第6条に基づく豊明市空家等対策計画の策定及び変更に関する事務
- (2) 特措法第2条第2項にある特定空家等の判定に関する事務
- (3) その他空家等対策に関する事務

(市長の代理)

第3条 市長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ市長が指名した者がその職務を代理する。

(守秘義務)

第4条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(作業部会)

第5条 協議会は、空家等に関する調査、研究又は特定空家等の判定に関する情報収集を行うため、作業部会を置くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年2月1日から適用する。